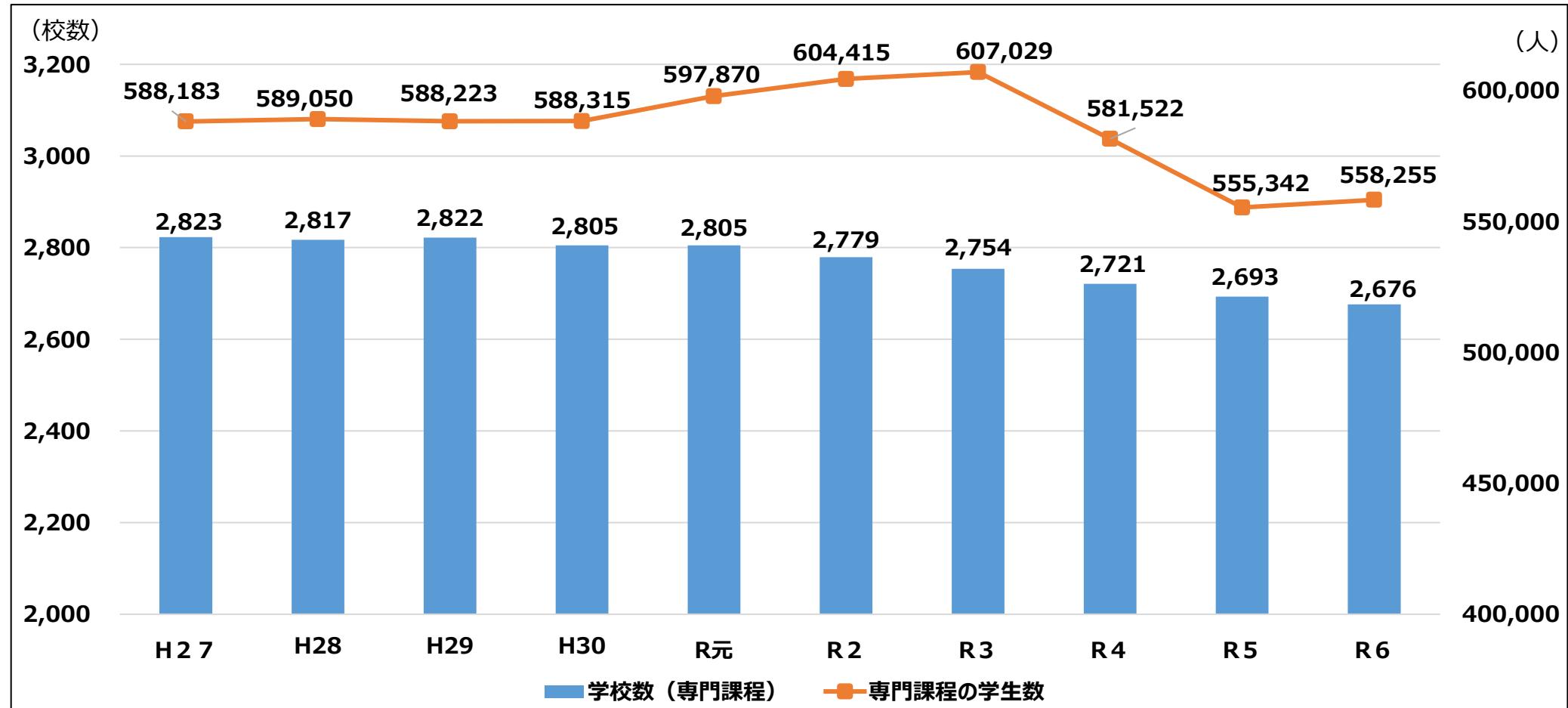


専修学校の質保証・向上について（参考資料）

専門課程の学校数、学生数の推移

○専門課程の学校数は、減少傾向

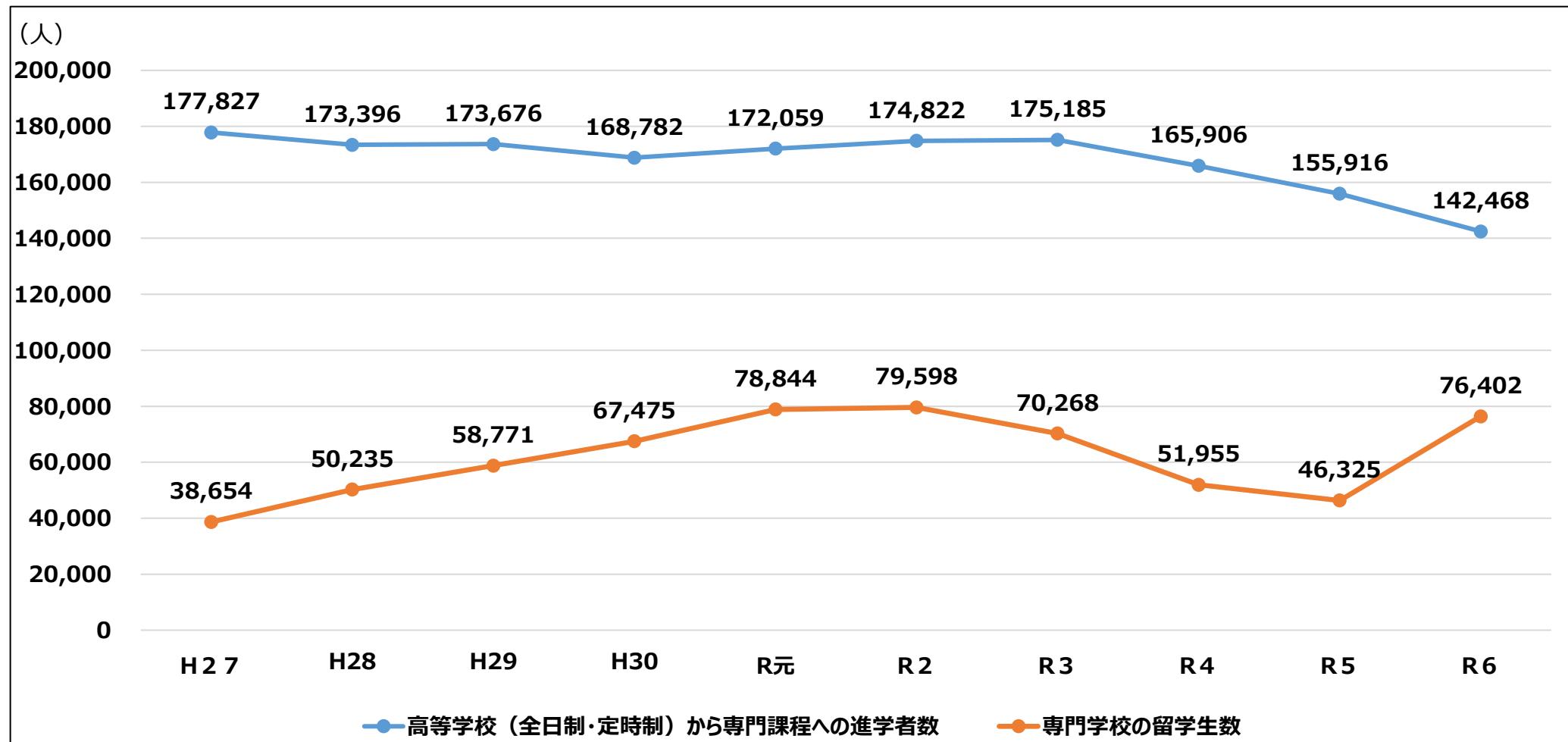
○専門学校の学生数は、令和4年から減少しているが、直近2年は横ばい



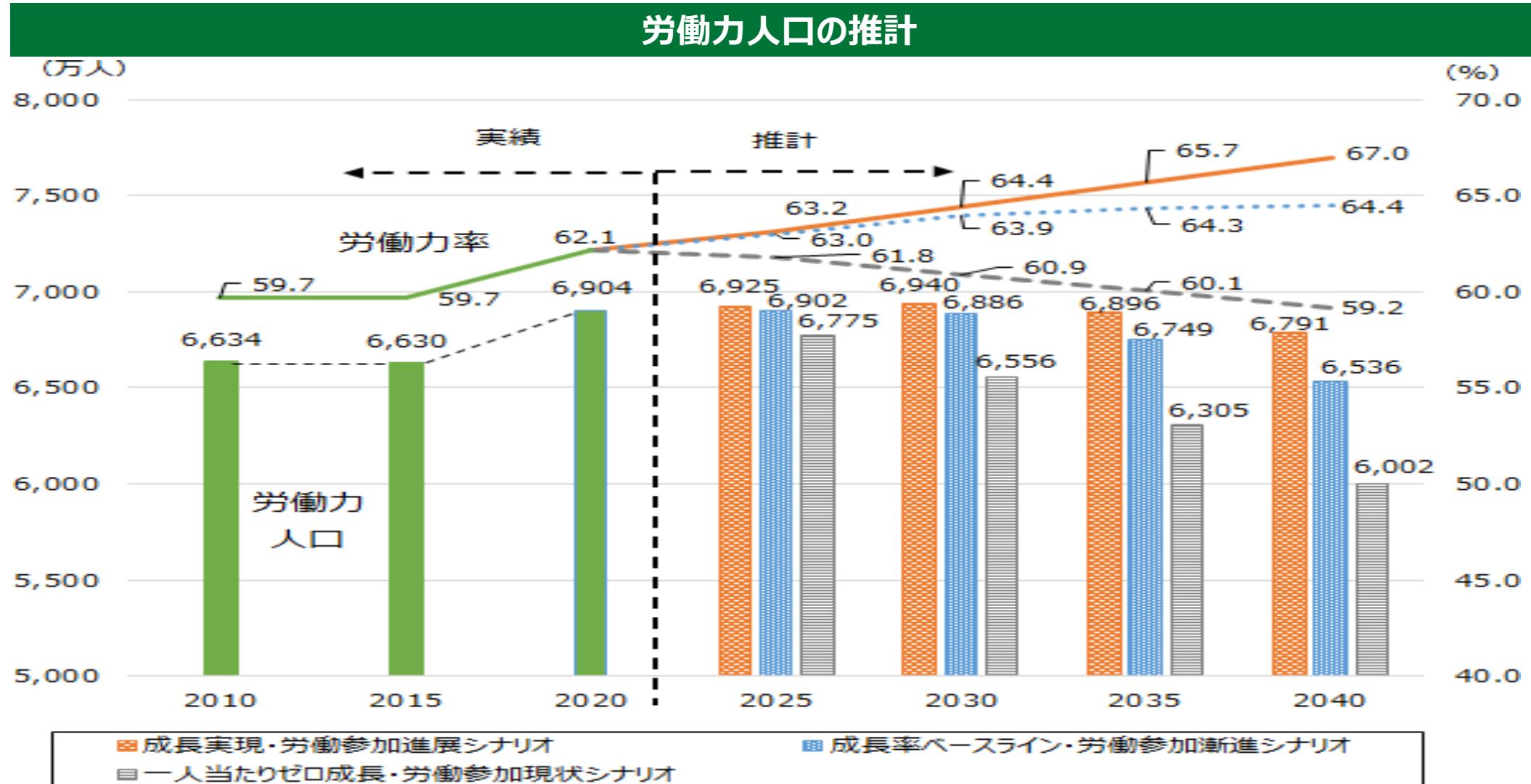
専門課程への進学者数、専門学校の留学生数の推移

○高等学校（全日制・定時制）から専門課程への進学者数は、令和4年から減少傾向

○留学生数は、コロナ禍で減少していたが、直近では増加傾向



労働力人口は、成長シナリオで約110万人減、ゼロ成長シナリオで約900万人減

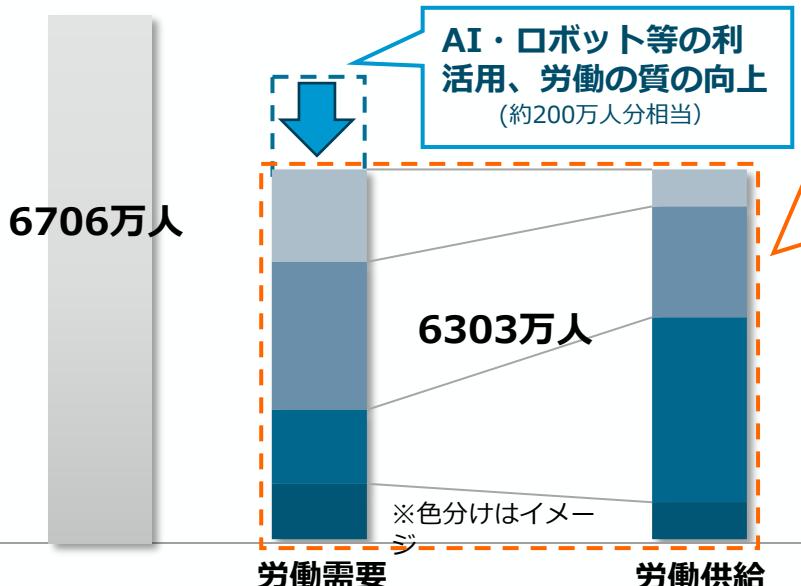


暫定版（数値精査中）

2040年の就業構造推計（改訂版）の概要

- 2040年に十分な国内投資や産業構造転換が実現する場合^(注)、人口減少により就業者数は約6700万人_(2022年)から約6300万人となるが、AI・ロボット等の利活用やリスキリング等により労働需要が効率化され、全体で大きな不足は生じない。
- 一方で、職種・学歴・地域間では需給ミスマッチが生じるリスクがあり、事務職_(約440万人)や文系人材_(約80万人)が余剰、AI・ロボット等利活用人材_(約340万人)を含む専門職や現場人材_(約260万人)、理系人材_(約120万人)が不足する可能性。

2022年



職種・学歴間のミスマッチ

職種別	専門職	うち AI・ロボット等 利活用人材	事務職	現場人材	うち 生産工程従事者
2040年 需給ミスマッチ	-181万人	-339万人	437万人	-260万人	-206万人
2040年需要数/供給数 1867万人/1686万人 782万人/443万人 1039万人/1476万人 3283万人/3023万人 731万人/525万人					
2022年就業者数	1288万人	236万人	1455万人	3637万人	835万人
学歴別	高卒 (普通科)	高卒 (工業科)	高専卒	大卒・院卒 理系	大卒・院卒 文系
2040年 需給ミスマッチ	31万人	-91万人	-15万人	-124万人	76万人
2040年需要数/供給数 778万人/810万人 538万人/447万人 77万人/62万人 899万人/776万人 1549万人/1625万人					
2022年就業者数	899万人	534万人	64万人	689万人	1678万人

(注) 2025年6月経済産業省産業構造審議会新機軸部会「第4次中間整理」における2040年の産業構造推計（新機軸ケース）を前提としている。また、2022年就業者数は、総務省「就業構造基本調査」（令和4年度）、文部科学省「学校基本調査」（令和4年度）の調査票情報を基に経済産業省が独自に作成・加工して利用しており、提供主体（総務省、文部科学省）が作成・公表している統計等とは異なる。

(注) 職種分類について、「専門職」は、日本標準職業分類上の専門的・技術的職業従事者を指す。また、そのうち「AI・ロボット等利活用人材」は、日本標準職業分類上の機械技術者やその他の情報処理通信技術者等の職種を集計。「現場人材」は、日本職業分類上の生産工程従事者、建設・採掘従事者、サービス職業従事者等の職種を集計。学歴は学校基本調査上の学部学科コードを元に分類。なお、右表には主要な項目のみ掲載しているため、ミスマッチ数の合計はゼロにならない。

全国版就業構造結果（改訂版）・職種間ミスマッチ

暫定版 (数値精査中)

- AI・ロボット等利活用による省力化に伴い、**事務職は約440万人の余剰が生じる可能性。**
 - 多くの産業において、**AI・ロボット等利活用人材(約340万人)や現場人材(約260万人)不足。**

全産業	専門職	事務職	現場人材	うち 生産工程従事者	うち その他現場人材
	うちAI・ロボット等の 利活用を担う人材				
2040年 需給ミスマッチ	-181万人	-339万人	437万人	-260万人	-206万人
2040年需要数/供給数	1867万人/1686万人	782万人/443万人	1039万人/1476万人	3283万人/3023万人	731万人/525万人
2022年就業者数	1288万人	236万人	1455万人	3637万人	835万人
農林水産業	-9	-7	-1	-100	-2
製造業	-149	-125	-40	-256	-198
情報通信業	116	102	50	13	2
卸売業、小売業	-81	-77	26	-20	-4
建設業	-33	-26	20	-31	-2
宿泊業、飲食サービス業	-21	-21	2	12	0
運輸業、郵便業	-25	-26	27	26	0
					(単位:万人)

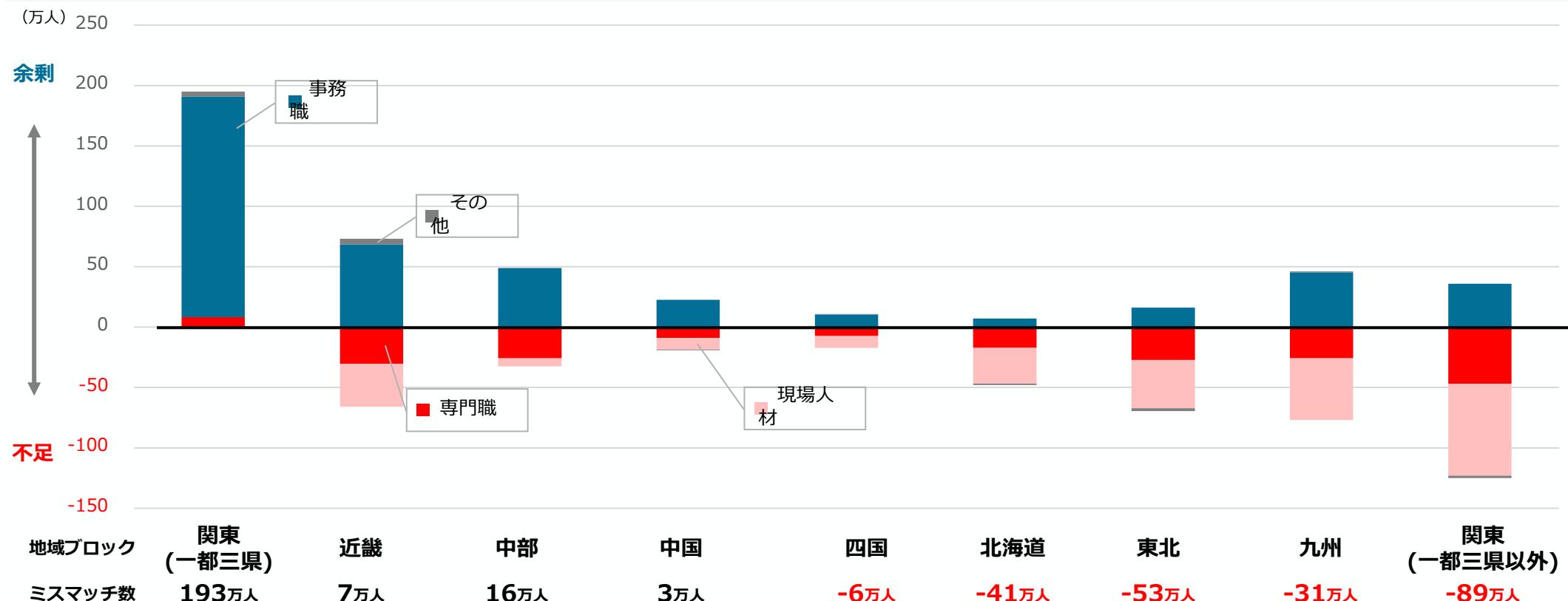
(注) 2022年就業者数は、総務省「就業構造基本調査」(令和4年度)、文部科学省「学校基本調査」(令和4年度)の調査票情報を基に経済産業省が独自に作成・加工して利用しており、提供主体が作成・公表している統計等とは異なる。

(注) 産業分類は日本標準産業分類による。職業分類について、「専門職」は日本標準職業分類上の専門的・技術的職業従事者を指す。また、うち「AI・ロボット等利活用人材」は、日本標準職業分類上の機械技術者やその他の情報処理通信技術者等の職種を集計する。「現場人材」は、日本職業分類上の生産工程従事者、建設・採掘従事者、サービス職業従事者等の職種を集計。なお、表中には主要な項目のみ掲載しており、ミスマッチ数の合計はゼロにならない。

暫定版（数値精査中）

地域別就業構造推計（地域別ミスマッチ × 職種内訳）

- 東京圏では全体が余剰となり、その多くを事務職が占めている。一方、AI・ロボット等利活用人材を含む専門職はほとんどの地域で不足。また、地方では現場人材も大きく不足。



(注) 職種分類について、「専門職」は、日本標準職業分類上の専門的・技術的職業従事者を指す。また、そのうち「AI・ロボット等利活用人材」は、日本標準職業分類上の機械技術者やその他の情報処理通信技術者等の職種を集計。また、「現場人材」は、日本標準職業分類上の生産工程従事者、建設・採掘従事者、サービス職業従事者等の職種を集計。地域ブロックは、経済産業局所管区域に沿って設定。なお、関東は一都三県/一都三県以外で二分し、沖縄県は九州に統合して集計。

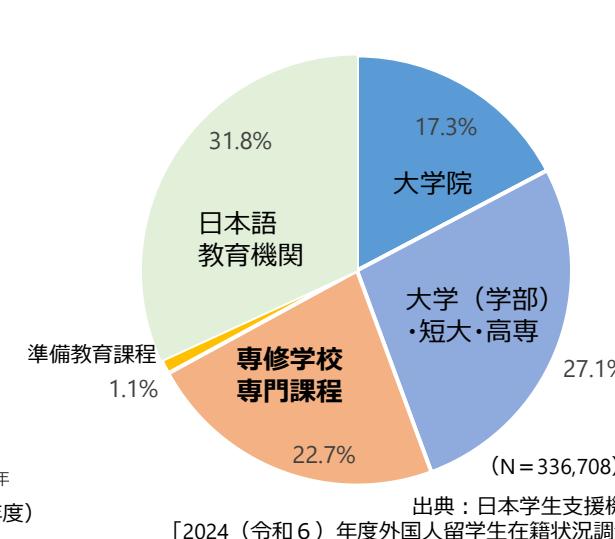
○日本での就職を希望する専門学校留学生割合は7割程度

○卒業生のうち日本で就職した割合は、令和5年度は約4割

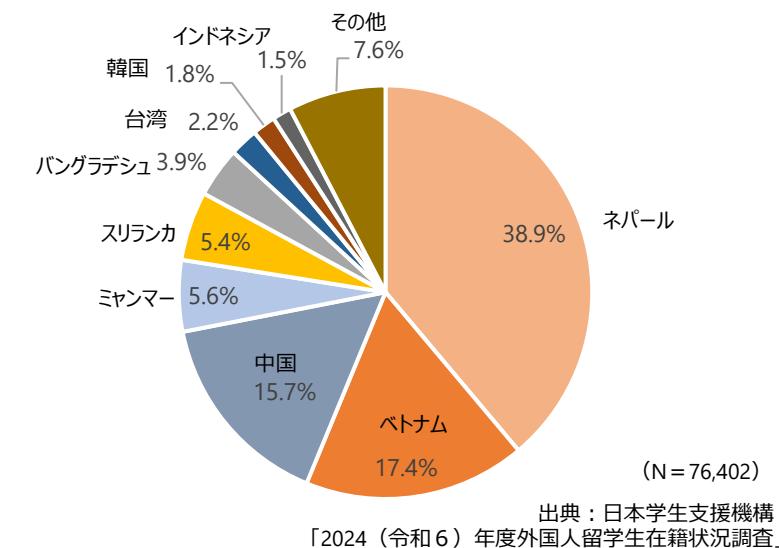
● 専門学校における留学生数の推移



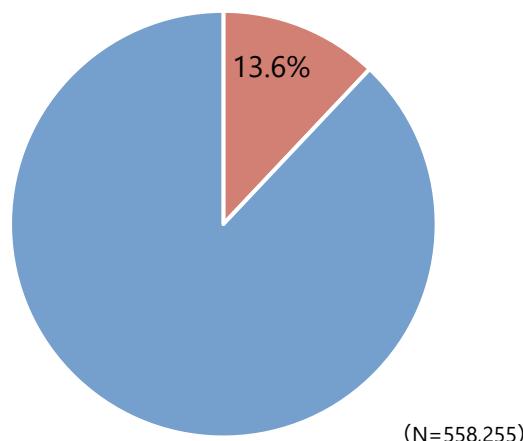
● 留学生総数に占める割合



● 専門学校における国別留学生割合

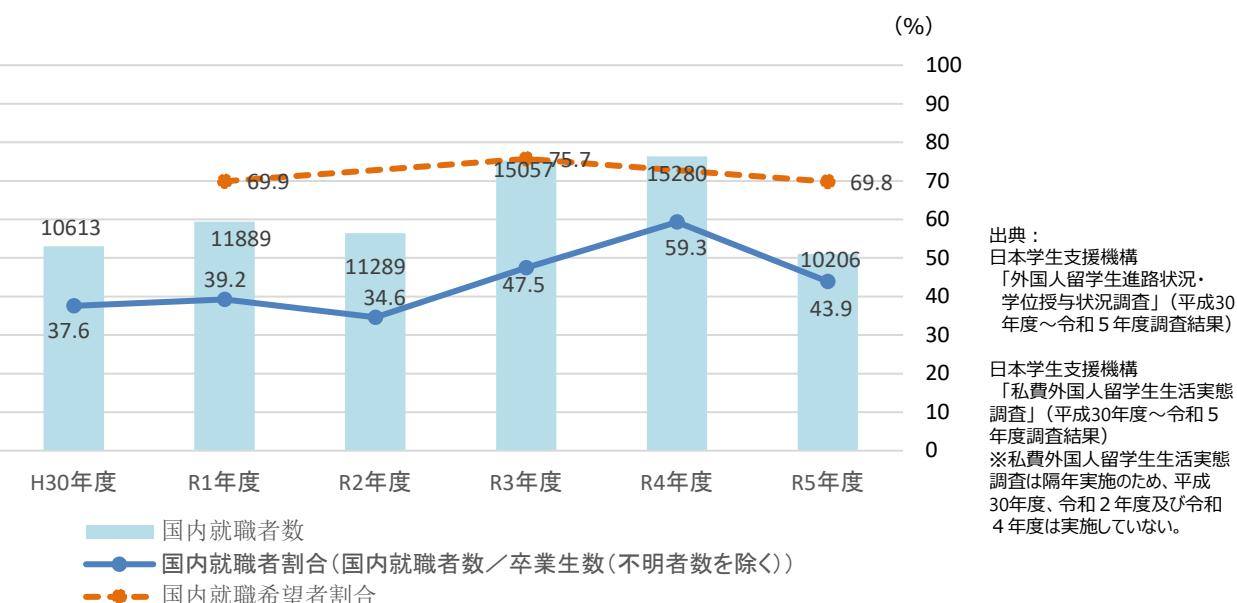


● 専門学校生における留学生割合



出典：日本学生支援機構「2024（令和6）年度外国人留学生在籍状況調査」
文部科学省「令和5年度学校基本統計」より算出

● 専門学校留学生の国内就職状況



職業実践専門課程について

職業実践専門課程とは

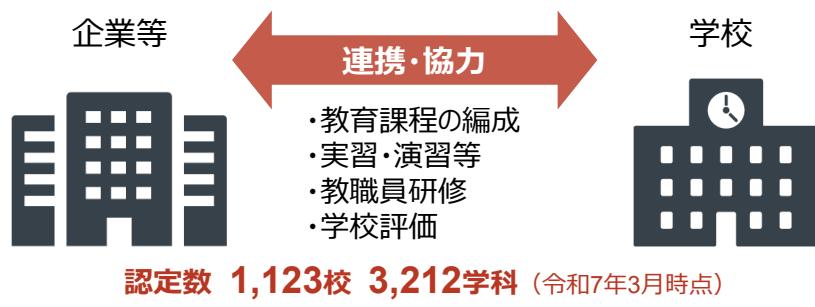
専門学校のうち、企業等と密接に連携して、最新の実務の知識・技術・技能を育成する実践的かつ専門的な職業教育に取り組む学科を「職業実践専門課程」として文部科学大臣が認定する制度。平成26年度から制度開始。

認定要件

- 専門士※又は高度専門士※※の認定課程
- 企業等と連携体制を確保して、授業科目等の教育課程を編成
- 企業等と連携して、演習・実習等を実施
- 企業等と連携して、教員に対し、実務に関する研修を組織的に実施
- 企業等と連携して学校関係者評価と情報公開を実施

※専門士の認定要件：①修業年限が2年以上、②総授業時数が1,700単位時間（62単位）以上、
③試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了を認定

※※高度専門士の認定要件：①修業年限が4年以上、②総授業時数が3,400単位時間（124単位）以上、③体系的に教育課程を編成、④試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了を認定



質の保証

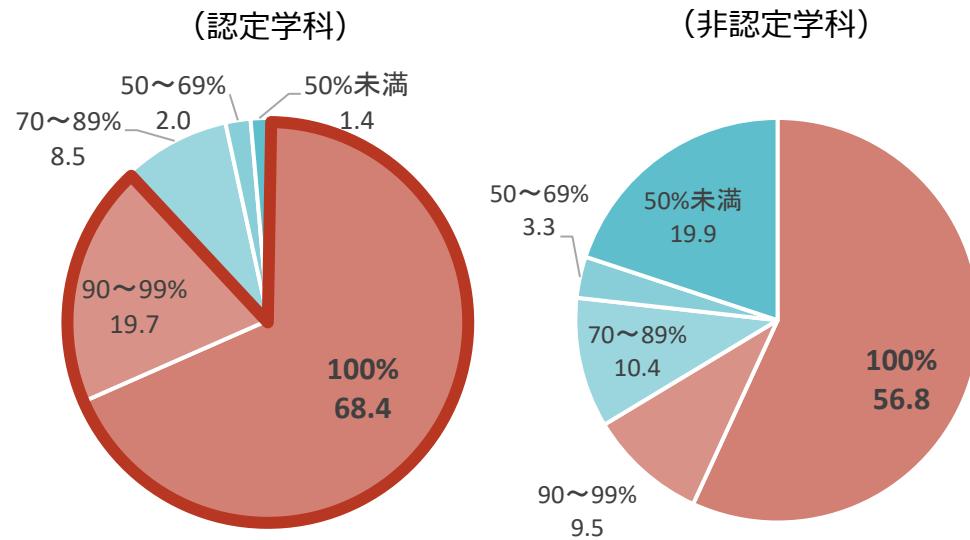
- 3年に一度フォローアップを実施。認定要件を満たさない場合は認定取消。
- 今後、認定学科に対する第三者評価の段階的な義務化を検討。

認定の効果・成果

政策上の効果

- 職業実践専門課程を対象とした都道府県の上乗せ補助に対する特別交付税措置（総務省、文部科学省）
- 教育訓練給付金の対象（厚生労働省）

認定による成果（就職率の割合）



出典：平成28年度「職業実践専門課程」の実態等に関する調査研究（三菱総合研究所）

※ 各階級の中央値を用い、学科ごとの就職率から平均を求める認定学科は95.3%、非認定課程は81.1%。全体平均は85.5%（学科ごとの就職率に基づく単純平均）。認定学科は規模が大きい傾向があり、学生数に基づく加重平均（就職率は増える見込み）。なお、平成27年度大学等卒業者の就職状況調査（平成28年4月1日現在）の就職率は97.0%。上記全体平均との乖離は、上記加重平均の算出や、三菱調査における学校回答の母数を就職希望者でなく卒業生とした学校が含まれ得ることが原因と考えられる。

政府決定文書関係における専修学校関連の記載

経済財政運営と改革の基本方針2025

令和7年6月13日 閣議決定

第2章 賃上げを起点とした成長型経済の実現

1. 物価上昇を上回る賃上げの普及・定着～賃上げ支援の政策総動員～

(1) 中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画の実行

地域の人才培养と待遇改善については、在職者を含め、大学、短期大学、高等専門学校及び専門学校においてアドバンスト・エッセンシャルワーカーの育成に取り組むほか、医療・介護・保育・福祉等の人才培养に向け、保険料負担の抑制努力を継続しつつ、公定価格の引上げを始めとする待遇改善を進める。

3. 「投資立国」及び「資産運用立国」による将来の賃金・所得の増加

(4) 先端科学技術の推進

科学技術人材の育成を強化する。成長分野における大学学部・高専学科の再編及び高専の新設、先端技術に対応した人才培养の高度化・国際化を始め、大学・高専・専門学校の機能を強化する。

地方創生2.0基本構想

令和7年6月13日 閣議決定

第3章 地方創生2.0の起動

6. 政策パッケージ

(1) 安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生

③地域に愛着を持ち、地域で活躍する人材の育成 ii. 地方を担う人材の育成

くわえて、大学、短期大学、高等専門学校、専門学校及び養成校において、各地域の実情に応じたエッセンシャルワーカーや地域の担い手となる人材の養成を、関係機関と連携しながら進めるほか、大学等を核とした地域の産学官金等の連携基盤を整備する。

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版

令和7年6月13日 閣議決定

III. 投資立国の実現

2. 新たな勝ち筋となる分野での研究開発・輸出の後押し

（4）コンテンツ産業活性化戦略の実行

②海外展開及び世界に通用するコンテンツの制作・流通の促進

iv) 将来のクリエイターの育成と次世代のクリエイターのための基盤整備

「クリエイター支援基金」を活用し、大学・**専門学校**等における業界スキルの可視化・標準化のためのカリキュラム作成を進め、グローバルに活躍する高度専門人材を育成・確保するとともに、オープン教材の開発・導入、指導者研修等を全国の大学・**専門学校**等へと展開し、クリエイター、技術職、スタッフなどの職種における中核的専門人材を育成・確保する。

VI. 人への投資・多様な人材の活躍推進

3. 産業人材育成プラン

②各教育段階における産業人材の育成に向けた教育プログラムの充実

専門学校においても、今後の急激な技術変化を踏まえて、教育内容を迅速にアップデートするとともに、アドバンスト・エッセンシャルワーカー等を養成するリカレント教育のプログラム開発等を支援する。

科学技術人材の育成については、产学連携の新たな枠組みを構築し、先端技術分野での共同研究を通じた、産業界でも活躍できる優れた研究者や、産業・研究基盤を支える技術者、大学等における研究開発マネジメント人材の育成・確保や、関連制度・システム改革等、人的投資の拡充に向けた取組をパッケージとして一体的に実行する。

1. 「危機管理投資」・「成長投資」による強い経済の実現

- ◆ 「危機管理投資」・「成長投資」の戦略分野における、大胆な投資促進、国際展開支援、人材育成、産学連携、国際標準化といった多角的な観点からの総合支援。
- ◆ 17分野（AI・半導体、造船、量子、合成生物学・バイオ、航空・宇宙、デジタル・サイバーセキュリティ、コンテンツ、フードテック、資源・エネルギー安全保障・GX、防災・国土強靭化、創薬・先端医療、フュージョンエネルギー、マテリアル、港湾ロジスティクス、防衛産業、情報通信、海洋）が戦略分野として位置づけられ、分野毎の取りまとめ担当大臣が、業所管大臣や需要側大臣等と協力して、官民投資の促進策を策定。日本成長戦略担当大臣が全体を取りまとめ。

2. 分野横断的課題への対応

- ◆ 新技術立国・勝ち筋となる産業分野の国際競争力強化に資する戦略的支援。
- ◆ **未来成長分野に挑戦する人材育成のための大学改革、高専等の職業教育充実。**
- ◆ 世界に伍するスタートアップエコシステムを作り上げ、持続可能な経済成長と社会課題解決を両立。
- ◆ 金融を通じ、日本経済と地方経済の潜在力を解き放つための戦略の策定。
- ◆ 生産性の高い分野への円滑な労働移動や働き方改革を含めた労働市場改革。
- ◆ 介護、育児等によりキャリアをあきらめなくともよい環境の整備。
- ◆ 物価上昇を上回る賃上げが継続する環境整備（中小企業等の生産性向上・事業承継・M&A等）。
- ◆ サイバー対処能力強化（技術開発・人材育成加速）。
- ◆ 上記の課題毎の取りまとめ担当大臣が、関係大臣と協力して、解決策を策定。日本成長戦略担当大臣が全体を取りまとめ。

外国人の受け入れ・秩序ある共生のための総合的対応策（専修学校関係部分抜粋） (令和8年1月23日外国人の受け入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議決定)

Ⅱ 国民の安全・安心のための取組

第1 既存のルールの遵守、各種制度の適正化に向けた取組

(2) 在留管理の一層の適正化

イ 在留資格等の在り方・帰化の厳格化の検討

④ 在留資格「留学」に係る適正化

ii 実施中の施策

- 文部科学省と出入国在留管理庁が連携した在籍管理の徹底や日本語教育機関認定制度に基づく日本語教育機関の適正化を図っている。また、資格外活動許可を受けた留学生について、外国人雇用状況届出を活用した資格外活動違反の調査を行っている。〔法務省、文部科学省〕《施策番号28》

(3) 不法滞在者ゼロプランの強力な推進等

ウ 外国人犯罪への適切な対応

iii 速やかに実施する施策

- また、技能実習生や留学生等に対して、査証取得時、入国時等の広報啓発活動に加えて、監理団体や教育機関等からも日本の法令やマナー等に関する情報提供を行うよう働きかける。特に、技能実習生については、入国直後の入国後講習の機会を捉えて啓発活動を励行する。

〔法務省、厚生労働省、外務省、文部科学省、警察庁〕《施策番号82》

(4) 福祉・教育・住居等制度の適正化

ウ 外国人留学生に対する支援に係る運用の適正化

ii 実施中の施策

- 留学生が我が国で就職して活躍するための前提として、留学生が学業に専念し、高度な専門性・技術や日本語能力を身に付けて適正に課程を修了することができるよう、高等教育機関の質の確保と留学生の適正な管理が求められる。このため、各大学、高等専門学校、専修学校に対して留学生の適切な受け入れ及び学業成績や資格外活動の状況等の的確な把握や適切な指導等の在籍管理の徹底を求めるとともに、出入国在留管理庁と情報共有の上、在籍管理が不十分な大学等に対し、連携して実態調査及び指導を実施することで、留学生の在籍管理について更なる徹底を図っている。

〔法務省、文部科学省〕《施策番号191》

外国人の受け入れ・秩序ある共生のための総合的対応策（専修学校関係部分抜粋） (令和8年1月23日外国人の受け入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議決定)

Ⅱ 国民の安全・安心のための取組

第1 既存のルールの遵守、各種制度の適正化に向けた取組

(4) 福祉・教育・住居等制度の適正化

ウ 外国人留学生に対する支援に係る運用の適正化

iii 速やかに実施する施策

- 留学生の在籍管理状況の迅速・的確な把握と指導の強化を実施し、指導の結果、**在籍管理の適正を欠く大学等を指定・公表**する。また、**大学等における留学生の受入体制が「著しく不適切」と判断される場合、改善が認められるまでの間、原則として、留学生の新規受入れを認めない等の在留資格審査の厳格化**を図っている。さらには、経営に課題を抱える大学等については、外国人留学生の在籍管理の適正性についても注視して指導等を強化するとともに、在籍管理の一層の徹底の観点から私学助成の減額・不交付措置等も検討している。〔法務省、文部科学省〕《施策番号192》

Ⅲ 外国人が日本社会に円滑に適応するための取組

4 ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援

(3) 「青壮年期」を中心とした外国人に対する支援等

ii 実施中の施策

③ 適正な労働環境等の確保

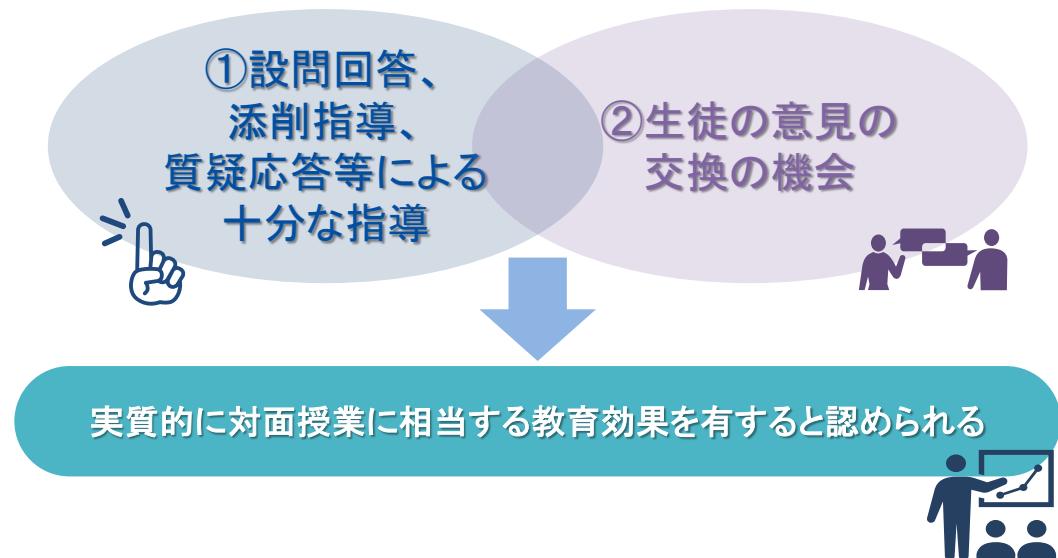
- 国外の悪質な仲介事業者に関する情報共有のため、法務省、厚生労働省、警察、外務省、文部科学省及び外国人技能実習機構は、技能実習生、特定技能外国人及び**留学生の受け入れに係る国外の悪質な仲介事業者に関する情報を把握したときは、必要に応じ、その情報を相互に提供する**とともに、当該国の政府にもその情報を提供し、当該仲介事業者に対する必要な処分の申入れ等を行っている。



■遠隔授業の定義について

- 通信衛星、光ファイバ等を用いることにより、多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うもので、次に掲げるいずれかの要件を満たし、専修学校において、対面授業に相当する教育効果を有すると認めたものであること。
- 同時かつ双方向に行われるものであって、かつ、授業を行う教室等以外の教室又はこれに準ずる場所（専修学校設置基準第十四条の規定により授業科目を履修させる場合においては、企業の会議室等の職場又は住居に近い場所を含む。）において履修させるもの。
- 毎回の授業の実施に当たって設問解答、添削指導、質疑応答等による指導を併せ行うものであって、かつ、当該授業に関する生徒の意見の交換の機会が確保されているもの。

（令和四年文部科学省告示第九十八号より）



●同時双方向型の場合

授業の実施中に左記①②を行うことにより、実質的に対面授業に相当する教育効果が担保できているといえるのであれば、授業の終了後すみやかに①②の実施を求めるることは必ずしも必要ではない。

●オンデマンド型の場合

授業配信中に左記①②を実施することが困難であることから、対面授業に相当する教育効果を担保するため、**授業の終了後すみやかに①②の実施を求めることが必要**。

遠隔授業の取扱いについて



～昼間学科及び夜間等学科～



■授業の方法について

- 専修学校は、文部科学大臣が別に定めるところにより、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 授業の方法による授業科目の履修は、専修学校の全課程の修了に必要な総授業時数のうち**四分の三を超えないもの**とする。

(専修学校設置基準第十三条より)

遠隔授業を行うとしても…

遠隔授業を行う場合であっても、生徒数または課程に応じ、授業の履修に必要な教室（講義室、演習室、実習室）の設置や教員の配置などの要件を満たす必要がある。

(専修学校設置基準第四十六条、第五十一条より)

多様なメディアとは…

ZOOM、Webexのような同時双方向性のメディアから、DVD等録画されたものの配信（オンデマンド）まで可能。



注意！

P.1のとおり、オンデマンド型で授業をする場合においては、

- ①設問回答、添削指導、質疑応答等による十分な指導
- ②生徒の意見の交換の機会

上記2つを授業中に行なうことは難しいと考えられるため、対面授業に相当する教育効果を担保するため、**授業の終了後すみやかに①②の実施を求めることが必要**である。

教室等以外の場所とは…

スタジオ、研究室、会議室、自宅、サテライト施設※等が含まれる。
→この際に教員も自宅から配信可（つまり目の前に生徒が不在でも問題ない）。
①生徒の通信環境に留意（事前に生徒等にアンケートなどで調査・協力）
②教育の質保証の観点から、生徒数は40名以内が原則
③質問や生徒による意見交換の機会の確保により対面と同等の効果

※サテライト施設について

校舎に該当するため、専修学校設置基準における要件を満たす必要がある。

（所轄庁の範囲内に設置する必要がある。）

また、必ずしも自己所有である必要は無いが、他の学校等に委託は不可。



他クラス合同等で遠隔授業は可能なのか

→Aクラスで対面、B、Cクラスで遠隔授業のような形も可能。

しかし、配信先の教室等に生徒の質問等に対応可能な人員（教員等）を配置する等して、生徒の学習状況の把握等を行えるようにするため、対面授業に相当する状況の維持に留意する必要がある。

(専修学校設置基準にて生徒数について定めているところだが、これは、一人の教員等が生徒一人一人の学習状況を見ることが可能な人数規模から考えられている)

参考条文

■ 専修学校設置基準

(同時に授業を行う生徒)

第六条 専修学校において、一の授業科目について同時に授業を行う生徒数は、四十人以下とする。ただし、特別の事由があり、かつ、教育上支障のない場合は、この限りでない。

第七条 専修学校において、教育上必要があるときは、学年又は学科を異にする生徒を合わせて授業を行うことができる。

(他の専修学校における授業科目の履修等)

第十条 専修学校の高等課程においては、教育上有益と認めるときは、専修学校の定めるところにより、生徒が行う他の専修学校の高等課程又は専門課程における授業科目の履修を、当該高等課程の修了に必要な総授業時数の二分の一を超えない範囲で、当該高等課程における授業科目の履修とみなすことができる。

2 専修学校の専門課程においては、教育上有益と認めるときは、専修学校の定めるところにより、生徒が行う他の専修学校の専門課程における授業科目の履修を、当該専門課程の修了に必要な総授業時数の二分の一を超えない範囲で、当該専門課程における授業科目の履修とみなすことができる。

(専修学校以外の教育施設等における学修)

第十一条 専修学校の高等課程においては、教育上有益と認めるときは、専修学校の定めるところにより、生徒が行う高等学校又は中等教育学校の後期課程における科目の履修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該高等課程における授業科目の履修とみなすことができる。

2 前項により当該高等課程における授業科目の履修とみなすことができる授業時数は、前条第一項により当該高等課程における授業科目の履修とみなす授業時数と合わせて当該高等課程の修了に必要な総授業時数の二分の一を超えないものとする。

3 専修学校の専門課程においては、教育上有益と認めるときは、専修学校の定めるところにより、生徒が行う大学における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該専門課程における授業科目の履修とみなすことができる。

4 前項により当該専門課程における授業科目の履修とみなすことができる授業時数は、前条第二項により当該専門課程における授業科目の履修とみなす授業時数と合わせて当該専門課程の修了に必要な総授業時数の二分の一を超えないものとする。

5 第一項及び第二項の規定は、専修学校において、当該専修学校の高等課程に相当する教育を行つていると認めた外国の教育施設に生徒が留学する場合について、前二項の規定は、専修学校において、当該専修学校の専門課程に相当する教育を行つていると認めた外国の教育施設に生徒が留学する場合について、それぞれ準用する。

(授業の方法)

第十三条 専修学校は、文部科学大臣が別に定めるところにより、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

2 前項の授業の方法による授業科目の履修は、専修学校の全課程の修了に必要な総授業時数のうち四分の三を超えないものとする。

(科目等履修生等)

第十五条 専修学校は、専修学校の定めるところにより、当該専修学校の生徒以外の者に、当該専修学校において、一又は複数の授業科目を履修させることができる。

2 専修学校の専門課程においては、専修学校の定めるところにより、当該専修学校の生徒以外の者に、学校教育法第百三十三条第一項において準用する同法第百五条に規定する特別の課程を履修させることができる。

参考条文

■ 専修学校設置基準

第十九条 専修学校の専門課程における生徒（科目等履修生及び第十五条第二項の規定により特別の課程を履修する者その他の生徒以外の者（以下「科目等履修生等」という。）を含む。）の学修の成果を証する必要がある場合において、当該生徒が履修した授業科目の授業時数を単位数に換算するときは、四十五時間の学修を必要とする内容の授業科目を一単位とすることを標準とし、専修学校の教育の特性を踏まえつつ、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により行うものとする。

- 一 講義及び演習については、十五時間から三十時間までの範囲で専修学校が定める授業時数をもつて一単位とする。
- 二 実験、実習及び実技については、三十時間から四十五時間までの範囲で専修学校が定める授業時数をもつて一単位とする。

ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、専修学校が定める授業時数をもつて一単位とすることができます。

- 2 前項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目の授業時数については、これらに必要な学修等を考慮して、単位数に換算するものとする。
(通信制の学科の授業時数)

第二十九条 通信制の学科における対面により行う実習、実技、実験、演習又は講義の授業（以下「対面授業」という。）の授業時数は、一年間にわたり百二十単位時間以上とする。（通信制の学科における授業の方法等）第三十条 通信制の学科における授業は、印刷教材その他これに準ずる教材を送付若しくは指定し、又はその内容をインターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて提供し、主としてこれらにより学修させる授業（以下「印刷教材等による授業」という。）と対面授業との併用により行うものとする。

- 2 通信制の学科においては、前項に掲げる授業のほか、第十三条第一項の方法による授業（以下「遠隔授業」という。）を加えて行うことができる。
- 3 印刷教材等による授業の実施に当たつては、添削等による指導を併せ行うものとする。
(主たる校地から遠く隔たつた場所に設けられる施設における指導の体制等)

第三十三条 通信制の学科を置く専修学校は、主たる校地から遠く隔たつた場所に面接による指導を行うための施設を設ける場合には、主たる校地において指導を行う教員組織との連携を図りつつ、当該施設における指導を適切に行うための体制を整えるものとする。この場合において、当該施設は、主たる校地の所在する都道府県の区域内に置かなければならない。

(設備)

第四十九条 専修学校は、目的、生徒数又は課程に応じ、必要な種類及び数の機械、器具、標本、図書その他の設備を備えなければならない。

第五十条 夜間において授業を行う専修学校は、適当な照明設備を備えなければならない。

(他の学校等の施設及び設備の使用)

第五十一条 専修学校は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができる。

参考通知等

■ 専修学校等に係る学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係るQA等の送付について

■ 【通知】専修学校等における遠隔授業の取扱いについて(周知)

■通信制学科について

- 通信制の学科における授業は、**印刷教材その他これに準ずる教材を送付若しくは指定し、又はその内容をインターネットその他高度情報通信ネットワークを通じて提供し、主としてこれらにより学修させる授業**（以下「印刷教材等による授業」という。）と**対面授業との併用**により行うもの。
- 修了要件
 - ・**高等課程又は一般課程**：1 3 単位に当該通信制の学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位数（当該単位数が2 3 単位を下回る場合にあつては、2 3 単位）
 - ・**専門課程**：1 7 単位に当該通信制の学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位数（当該単位数が3 1 単位を下回る場合にあつては、3 1 単位）
 - ・1 2 0 単位時間に当該通信制の学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た授業時数以上の対面授業を履修すること
- 対面授業**…対面により行う実習、実技、実験、演習又は講義の授業